京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

京城雜感

片々生

●韓國學校の教育振 に就ては大に識者の顰蹙する所に候、是に就ては統監及日人學政當局者の注意を促すの必要有之候、試に現今の學校教育を受けたる韓童は宗主國たる日本に對し如何なる思想を抱き居るやを檢する事が最も早道に候、彼れ韓童等の思想には如何に危險の分子を含み居るかを觀破すれば何人と雖も現在の學校教育の非なるを悟了可致候、此等の韓童が成長の上は所謂平和の攪亂者と相成可申かと懸念するは最も至當の事と存候、印度に於ても比律賓に於ても實例有之候、印度比律賓等にて何時も平和を攪亂するものは此種の非似愛國の教育を受けたる者に有之候、吾人は一も二もなく忠君愛國とか獨立自主とか云ふ事を嚴禁せよと申には無之候得共、學政當局者は茲に注意を拂はざれば後悔を噛むの時來る可くと存候、或る場合には多少苛酷の處置を取るとも彼の平和攪亂者を釀出せざる樣に致し度候、此問題は決して輕々に看過すべからざる事に候、新統監及び學政當局者に深く待望致し度候、願はくは學政當局者に保護政治の眞意を解する有爲の適材を得たく候、韓人の意嚮を迎ふるに汲々たる如き者は速に黜くるの必要可有之と存候

●保護統治の妙訣 は麵包政策に可有之候、教育よりも勞作して麵包を容易く得るの方法を欲ゆる事が急務に候、夫れには先づ吾人が一昨日の紙上に述べたる如く渠等現在の窮迫を救ひ而して勞働の神聖を實地に教ゆる事が肝要に候、然るに實際の現狀は之に反して一方に於ては饑餓を叫び一方に於ては一も二もなく皮相の文明を追ひ學校々々と叫び兩々相關て不平の徒を養成しつゝあるが如く見受けられ申候、渠等が學校々々と叫ぶは月給取になりたき爲に候、換言すれば韓人特有の勞働を厭ふ點より來るものとするも過言に非ずと存候、何れの點より見るも教育を無暗に奬勵する事は考物に候、要するに保護政治を圓滿に完成するには一意勞働して麵包を得ることを奬勵するが肝要に候、平凡なれども是は全く保護政治の妙訣に御座候

●米國市俄古大學 教授ボルトン博士は基督教監督フヰッシャー氏と共に極東教育事業視察の爲に來韓致候との事に御座候、兩氏が韓國に於ける宣教師の教育事業に就て如何なる觀察を下すべきか、將た保護政治の下にある他の官私諸學校を見て如何なる感を起すべきか、韓人の性質が浮誇輕躁にして實利的觀念に乏しく之を矯正するに實踐躬行を教ゆるが肝要に候、然るに宣教師の學校が之に反對の傾向なきに非ずと被思候、吾人が兩氏に望む所は此點に就て深く觀察せられたき事に御坐候、是れ現保護政治に深く關係する所に候へば也

文苑

●未霎文　零丁

「掛けし權柄に何にとがむらう、情け郎の女郎花、咲くは一時の花なれど、咲かねば主に實がない」何うだ君此れでも歌になつてるかねと二十二三の文士顏したのが手片に記るして相手の友人に示した友人は一應讀み下だしたが不作法に「なつてるものか出鱈目だ」と顏ごなしにケナした、そんなら何うだ此れはと示したのが七言絶句「志業不成路半生、落魄零丁未家爲、雄心壯圖何日達、冥想愛鄕淚潸然」友人は再び瞥閲した「此の方が餘程旨い……」

●我童の身上　紅

サッと着物を脱ぎ棄てゝ浴場との仕切戸を開ける浴客は一人もない湯槽は蓋をしたまゝである自から蓋を四五枚を取り除けるとモヤッと斯う夢の樣に立ち騰る湯氣は頭の上の明り窓から初夏の日の光りを斜めに受けて淡い／＼虹をかける手拭を掴んだまゝ恍惚と凝視めて居るさ有るとしも覺へぬ空氣の動搖にユラ／＼と緩く曲線を畫いて空氣ぬき窓の方にクスれ行く未だ少し湯加減の水晶を溶かした樣な湯にトップリ肩まで浸して浮世離れの閑寂の寂し味をシックリと味ふ時だけが我童の身上である

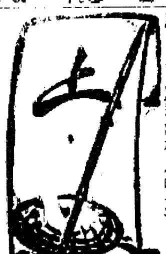
新刊紹介

●現代 例に依り痛快にして而も首肯すべき記事のみ多し「帝國の最大時弊强敵を戮れに與へよ」「新聞の過去及將來」等は叙述警拔着々として肯綮を穿てり分けて黒頭巾の「大隈伯」の月旦は觀察犀利言ひ回はし面白し（二號十六錢東京府下荏原郡目黒村現代社）

●東京經濟雜誌 「桂内閣の財政方針」「製糖業と消費稅」「日英同盟の實効」等は有益なる文字なり（一四九四號十二錢東京々橋區彌左衛門町東京經濟雜誌社）

●居留民團事情要覽 各居留民團概況、戶口、教育、土木、衛生、警備救恤、財政難の九項に分ち民團の狀況を說ひて剰れり盡せりといふべし（統監府地方部編纂）

●旭日 國民の風氣を純良にして犠牲を涵養せんとの趣旨なるを以て此の種の記事のみにて埋め居れり主幹手代木氏の「八幡擧」は千鈞の文字といふべし（二號十五錢東京府下豊多摩郡淀橋八幡社）



佐倉宗吾

（百十二）　眞龍齋貞水講演

愈よ松平伊豆守信綱公は、川崎名儀兵衛の倅儀太郎か、桝桶を持參いたして、御訴へ申上げたる爲めに、有體の玄蕃も是には御答への出來ませぬ所へ、宗吾が一身を大勢の爲に犠牲に供して、茲に是までの城代玄蕃、その他國方役人の惡事を逐一堂々と述べ　宗「私の遺恨ごときを以て、御家老御國方御役人を相手に取て、斯く大公儀御役人樣方を、御騷がせ申すやうな不屆は決して是ありませぬ、唯今申し上げたる事を以て、宜しく御賢察下し置かれるやうに」と玄蕃を睨め詰めました時には、玄蕃もギヨッと致して、其答へ是なきを以て、最早證據十分なる所より、玄蕃を始め十二名の者は、堀田上野介が宜しく處置することに相成りました、又上野介は、御上御用に就いて、國詰ならざるを以て、城代はじめ國政を執る諸役人が、斯る不埒を致し、多くの百姓を苦めたせ云ふ簡條にて、御父加賀守が、小身より十八萬石に縮上げました其十八萬石の内、六萬石を御取上げになりまして十二萬石となし、御役御免の上、更に構込なしと云ふ事に成りました、又堀田家に於ては是まで壓制を致しまして、御家へ瑕瑾を付けたり彼の城代玄蕃を初め一同は嚴刑、嚴しく仰せ渡され死罪を申し渡すことに成りましたそこで、御調べの儀は、くどく申し上げますれば、唯今演者貞水が申し述べ、讀者諸君が御覧になりました事を、繰返すのだから、概略して御話し致しますが、先づ之を以て、公儀に於ては一段略と致しまして、此段四代將軍家へ上申をしたが、將軍家は「左樣か」と仰せられ、茲に殘念ながら十八萬石の名家は、此ために六萬石を削られました、後又此十二万石も潰れて仕舞うのでムいますが愈よ宗五郎は公儀の御調べも、結末を告げましたから、堀田家へ御渡しになつて、堀田家にて處刑を致す事に成りました、固より死を決したる宗吾、多くの百姓の生命に代り、其身を捨てると云ふ覺悟でムい升から牢舍に在つて念佛を唱へ居りまする、其胸中思ひ遣られて、一層憐れなる所へ、堀田家の重役戸永五郎兵衛と云ふのを、御喚出に相成りましたのが、寺社奉行小出因幡守樣でございます、そこで五郎兵衛は、今日は宗五郎を引渡に就いて御喚出と心得まして、上野介樣御前に出まして　五「さて今日、寺社奉行小出因幡守よりして、御役宅へ御喚出に相成りました、就きましては、公津村々役木内宗五郎御引渡かと存じます　上「左樣か、彼がため余の家は六万石れ取上げと相なり、特に御役御免となりたるは如何にも殘念、其方宜しく引取つて參れ」と仰せられた茲に上野介樣、御謹愼でも遊ばし、一同に有難き御言葉でもあるかと思ひの外、毎日宴酒に耽り、下説に云ふ、自暴辛分になつて、何うでも勝手にしろと云ふ有樣で居らしやいました、實に親御樣へ對しても、御不孝の至でございます、家を立てる人と家を潰す人は、天地雲泥の相違でございます、そこで先代樣より御奉公して居る戸永五郎兵衛樣は、小出樣御屋敷へ罷り出まして「堀田上野介重役戸永五郎兵衛」と申し上げた、すると小侍が出て　小「此方へ通らつしやい」と云ふと、是から御案内に從つて行くと、恐ろしい汚い塵の積つて居る座敷へ通ふされた　小「是へ控へさつしやい」と云はれましたから、五郎兵衛そこへ着座して、御沙汰を待つて居ると、火鉢一つ下さらぬ、茶は勿論の事、さうして何時まで經ても、何の御沙汰もない、退屈になりまして、厠へ往かうと存するが、何の邊か分らぬ、煙草一服戴きたいと思へども、火はない、有繋の月永五郎兵衛殿「アヽ酷い御扱ひ、殊に此處は何うも何の御詰所か知らぬが障子の棧にも塵は積り、疊は汚れて目さへ分らぬほどハア恐ろしい苦しい處へ御通しになつた、斯る處へ通ふつて、御沙汰と御待受すると云ふのも、主人上野介の宜しからざる所からである、アヽ情けないことである」と嘆き居りました



寄書

韓國中央銀行論（十四）

ケー、シー生

韓國中央銀行は普通銀行業を兼營すべきや否や

中央銀行が普通銀行業を兼營するの危險にして非條理なるは大要前紙記述の如し說者或は臺灣銀行の銀行券を發行しながら普通銀行業を營むの實例を引證して韓國中央銀行に擬するものなきに非ざるも之台銀の歷史と本質とを誤解せるに基因する皮相の空論に過ぎず日清戰役結了して臺島我領土に歸し政府は一方に新政を布きて司法行政各般の施設を整へ一方に殖產興業を奬勵して富源の開發に努めんとしたるに當時同島には清人商賈の兩替銀房の外金融機關と目すべきもの更に之あるなく內地銀行業者に出店を促すも銀塊が通貨の代用を爲し居れる同島に於ては銀相場變動の危險特に甚しく孰れも當局の勸奬に對し躊躇逡巡の色ありしを以て玆に已むなく政府は臺銀を創設するの擧に出でたるものにして之れ實に明治三十年五月なりとす斯く臺銀は銀行なき所に初めて銀行を設置し紙幣なき所に初めて紙幣の使用を試み而かも農商工各種の事業に資金融通の途を開くの目的なりしが故に臺銀の營業は一般公衆に直接取引を爲さざるを得ざるが故に其營業の科目も亦多種多樣に亙り手形の割引證券の買入は勿論商品貸附及不動產抵當の貸付をも取扱ふの已むなきに至れり即ち臺銀は實質に於て中央銀行にもあらず亦普通商業銀行にもあらず所謂動產銀行不動產銀行及普通商業銀行の三者を合体せる特殊の**雜種兒銀行**に外ならざるなり蓋し新開草創の殖民地にありては誠に已むを得ざるの制度たりしならん而れども韓國今日の事情は全く之に異なれり既に今より二十有五年の昔本邦銀行業者は樞要の貿易地に營業を開始し爾來着々進歩發達を遂げ今や本邦側銀行にては**第一、十八、百三十、日本興業、周防**の五行を合算すれば其出店出張所の數**三十一箇所**の多きに達し又韓國側銀行にては**天一、韓一、漢城**の三普通銀行の外**六箇の農工銀行**ありて各道の都市に支店出張所を設け合計**三十四**を算するに至れり金融機關の設備は全國に亘りて略ぼ整備したりと云ふも過言に非ず殊に其營業の狀態に徵するも近時日韓各銀行の**預金**は平均**一千四百萬圓貸出金**は平均**一千六百萬圓**（日本興業と第一の政府貸上金を除く）にして**內外爲替**の受拂高に至つては一ヶ年約**貳億圓**の高額を示せり韓國の銀行事業も此に至りて長足の發展と云ふべきなり。斯の如く臺灣とは全く經濟の事情を異にし金融機關の設備に大差ある韓國に於て中央銀行を設立するに當つて臺銀の如く雜種銀行の態を學ばんとする如きは余輩の了解に苦しむ所たるのみならず必ずや天下識者の猛烈なる排斥を招くに至らん何となれば斯の如き中央銀行自ら危險を冒して普通銀行と競爭するの地位に立ち不安の境遇に陷りて營業の堅實を期し能はざると共に折角發達し來れる現在の各銀行をも苦痛の狀態に沈ましめて一般經濟界に測るべからざるの惡影響を惹起せばなり。

東京電報

▲官制發布內容

統監府鐵道廳官制は本日發布されたり其內容は長官一名（勅任）事務官十一名事務官補八名技師廿九名通譯二名にして今回淘汰せらるべきものは事務官及事務官補技師を通じて高等官二十一名也

▲給與任用兩令發布

鐵道廳官制發布と共に職員官等給與令及び特別任用令發布せられたり

▲伊藤公渡韓期

伊藤公は二十八九日頃東京出發渡韓せらるべしと

▲李會九氏着京

韓國侍從院副卿李會九は十八日午後二時着京直に韓太子を訪問し本日伊藤公に親書を傳達する筈（以上十九日午後發）

▲大屋氏の任官

大屋權平氏は韓國鐵道廳長官に任ぜらる

▲親書の傳送

韓皇の親書は本日韓太子より伊藤公に傳へらる（以上十九日夕發）

雜報

●暴徒討伐方法

曾禰新統監は過般南韓地方巡視の結果全羅道の暴徒は多く島嶼に出沒し然も其の島嶼は五百余の多きを算するを以て暴徒は之れを利用して轉々逃避する爲現時の討伐方法にては到底功を奏する能はずとなし今度陸軍當局者と協議し壓迫討伐法に變更したりといふ其の方法は主として憲兵巡查を用ひ各島嶼に配置しある憲兵巡查の數を增加し暴徒の集團少數なる時は直に之を討伐し若し多數なれば軍隊と協力して討伐するものの由

●三稅附加の交涉

外國人に對する三稅附加は一應之れを外國の代表者に交涉すべしとのことは既報の如くなるが聞く處に依れば統監府は三稅規則を翻譯し之れを各國領事に示して交涉する筈なるが未だ其の手續きを爲す迄の運びに至らず愈々交涉開始の上にて領事に異議ある時は始めて之れを公使若しくは大使の手許に移す順序なりと云ふ

●東宮御渡韓紀念章

我東宮殿下御渡韓紀念章は統監府を經て一兩日前夫れ〳〵授與されたり

●米國前副統領來京

米國前副大統領フエアーバンクス氏夫妻は十九日夜入京の筈なりしも連絡船四時間遲着の爲め同夜夜行釜山發二十日午前入京すべしといふ

●前副大統領歡迎會

フエアーバンクス氏歡迎の爲め米國領事官は二十日午餐會を開き統監府の重なる人々並に各國領事を招待する由

●輸出牛檢疫法發布

韓國輸出牛檢疫法は農商工部より內閣に廻付したるを以て統監の承認を得裁可の上一兩日中に發布さるべしと

●水產業奬勵の計畫

農商工部にては水產業奬勵の目的を以て漁船漁具及び漁業の方法等に就き進步したる改良を案出したるものには相當の奬勵を設くる筈にて其規定に付目下協議中なりと

●昌德宮の清潔法

昌德宮闕內宮殿は宮內府の費用を以て十五日より清潔法を施行しつゝあるが二十五日を以て終了の筈なるが皇宮警察係よりは警部及び巡查を派し之れが指揮監督を爲さしめたりと云ふ

●露領事の夜會開催

十八日露國總領事館に於て夜會を催したるが來會者は鍋島外務部長以下統監府員五名、清、伊、白の三國領事外數名なりしと

●淘汰吏員と內命

統監府鐵道管理局冗員淘汰のことは屢々報導し又別項電報にもある如く愈々管理局にては十八日夜事務官事務官補技師二十一名に對し免官の內命を與へたりと

●統監邸の晚餐會

曾禰新統監は二十二日（當地歸着の夜）午後七時半より大久保軍司令官、西島師團長、石塚長官、各部次官、渡邊大審院長、國分同檢事總長、大屋長官、池田管理局長等の親勅任官等五十名を統監邸に招き晚餐會を開く由

●統監の新任挨拶

曾禰新統監は歸任の翌日即ち廿三日午前十一時國分、佐竹の兩秘書官を隨へ昌德宮に參內仁政殿に於て韓皇、皇后に謁見し新任の御挨拶を申上る筈なりと尙韓皇には廿三日正午曾禰新統監に御陪食を賜はる由

●人蔘賣買契約成立

度支部蔘政課に於ける本年度の人蔘は去る十四日付にて上海阜昌號と賣買契約を締結したる由なるが總計四千百四十二斤五分代金二十六萬七千百九十一圓二十五錢にして單價六十四圓五十錢なりと引渡は契約締結の日より向ふ六箇月なりと

●蔘政課廳舍落成期

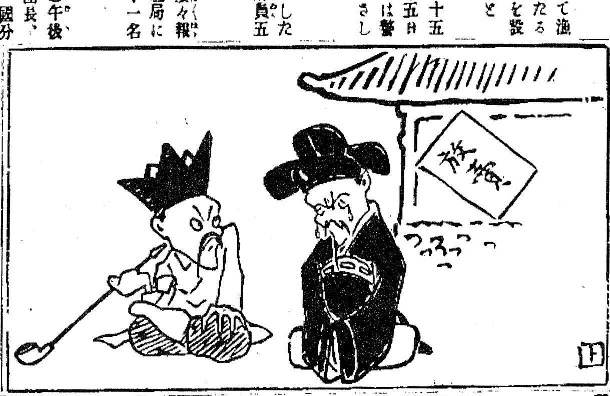
兼て工事中なりし開城蔘政課廳舍及工場[illegible]は七日を以て竣工すべしと

●任命郡主事へ訓示

今回任命ありたる郡主事五十名の內二十名（三十名は未着）に對し十八日午後一時より內部次官は韓國制度の現狀、韓國官吏としての心得に就き又澤田地方局長は執務心得、韓國の法規、郡主事としての將來の覺悟に就き訓示する處ありたるが尙二十一日午前十時より平壤府郡、武石會計、田中土木局庶務の各課長よりも詳細なる訓旨を與ふる筈なりと

●道路改修と補助金

地方に於ける道路改修費の補助として豫備金中より一万九千二百〇五圓を支出する旨十九日の官報を以て發布されたるが內一万七千百六十圓は晉州三千浦（七里）間の道路改修の補助金にして右は本年中に竣成すべき筈にて殘り二千〇四十五圓は公州烏致院間なる錦江河岸の岩石切取の補助金にて是亦本年中に落成すべしと因みに晉州三千浦間は八里余にして內七里の補助金を得たるが殘り一里余は晉州馬山間の道路と兼用にて同道路は國費を以て目下改築中なれば晉州三千浦間は本年內に於て全部開通すべし



京城漫畫（其十） 南大門外 エム生

兩班曰く「救濟がためなら暴徒……」

●補助航路引繼認可

昨年末農商工部より向ふ一年間每年一萬四千余圓の補助金を得て全羅沿岸に航路を開始したる武內某氏は今回都合に依り補助航路を同地の有力者福田有造氏に讓渡したき旨過日農商工部に申請し來れるが右は過日の內閣會議にて可決したれば一兩日中申請認可さるべしと

●地方費と巡查駐在所

巡查駐在所の建築費用は從來國庫より支出しつゝありたるが過般の道書記官會議に於て之れが經費は地方費を以て支辨すべく豫算に計上すべき旨を諮問したる處各書記官の意嚮器々之れに同意せし由なれば今後の巡查駐在所の建築費用は地方費より支辨するに至るべしと云ふ

●蔚山の漁區紛擾

先日蔚山に於て三重縣、島根縣の漁業者及び韓人漁業との間に紛擾ありたるが其起因を聞くに甲が一昨年迄從業し昨年だけ從業せざりし故乙は昨年該所に於て從業したるに甲は自分の漁區を侵害されたりとて苦情を申込み種々紛擾ありし結局昨年來交代に使用することになりたるが今月に到りて再び紛擾起りたるより朝鮮海水產組合蔚山出張所長出張し區域を定めて交代に從業する事に解決して鎮定せりといふ

●京商議員候補者（一）

古城龜之助君

君は幼少の頃より政治的大志を抱き夙に笈を負ふて早稻田大學に遊び政治經濟科を卒業したのである爾來學窓を離れたる君は暫く北海道に官吏生活を營なんで居たが其頃君の二兄管堂梅溪の諸氏は韓國に在つて着々成功の階段に上りつゝありし時であつたから君亦三十六年京城に來つて二兄を扶け諸般の業務に從事したのである、其後三十九年の秋本町四丁目に藥店を開業し身を商界に投じ傍ら公共の爲めに有爲の材を應用して今日に至つたのである、君は頗る謙讓の德に富み年歯漸く而立を越ゑたるに過ぎざるも一見老成人の風がある大分縣出身中最も將來に望を囑せらるゝ一人である

●小作人組合創設

度支部にては豫て國有地に於ける小作人に對して農業の發達及組合の共濟を目的とする主旨にて小作人組合規則を制定する筈なりしも今回之れを中止し當分は規則を設けず試驗の爲め各財務監督局管內に二三ヶ所の小作人組合を設くる筈にて組合員は監督の都合上百名以上とし左の業務を營む筈

一、組合員に對し農業上必要なる資金を貸付する事
二、組合に對して種畜、肥料、農具等農業材料を分配又は貸與すること
三、組合員の爲其生產物を委託販賣する事
四、組合員又は其の家族にして疾病死亡又は火水災其他の災害に罹り生活上困難する者あるときは之を救助すること
五、右の外組合員の利益を增進するに必要なる事業

●在京城霞山會開會

故近衞公爵に親炙し居る在京城の官民有志者は今回道書記官會議に列席の爲め入京したる神谷、中井兩書記官の入京を機とし二十一日午後七時より翠翠樓に霞山會を開く筈なるが當日は故公爵の實弟たる津輕伯を始め井上、鶴岡、菊池議 、佐々の諸氏及其他の有志者出席すべしといふ

●統監と地方歡迎者

曾禰統監はいよ〳〵來る廿二日午後六時四十七分臨時列車にて入京の筈なるが京釜各驛にて歡迎者少なからざれば鐵道監理局にては出迎者の爲主なる停車場に於ける停車時間を左の如く定めたり

二十二日午前十時釜山發、淸道、大邱、秋風嶺、太田、成歡、水登浦、南大門右の內各驛の停車時間は五分間にして永登浦のみは一分間なり

●曾禰統監の警衛

曾禰統監南大門に着し統監邸に到る警衛は伊藤公の例に倣ひ龍山騎兵一ヶ小隊を附すべしと

●南大門驛の裝飾

二十二日曾禰統監歸任するにつき南大門驛にては國旗幔幕を以て裝飾を施し又韓國側よりは特に敬意を表する爲め驛前に騎兵を整列せしめ軍樂隊をも派遣する由

●博覽會と國寶寫眞

我政府にては來年五月英京倫敦に開催せらるゝ日英大博覽會に國寶寫眞五百餘枚を出品する筈にて目下大藏省に於て編纂中なりとの事なるが右は來年一月を以て出來する由にて製本の上は內外官民希望者に代價六十圓にて配布する方針にて其旨此程統監府及び韓國各官廳に通知ありたる由

●朴內相と道書記官

朴內部大臣は十八日午後六時より各道書記官を翠翠樓に招待し晚餐會を開きたるが內部よりは各局長及地方局員列席したりと

●韓國水產誌第二輯

農商工部水產局にては曩に韓國水產誌第一輯を發行したるが尙近日第二輯を發刊する筈にて南韓方面に於ける水產材料蒐集の爲め水產局員熊田氏を出張せしめたりと

●郵便物の延着

十九日朝釜山に着すべき聯絡船薩摩丸は風浪激しきため十八日夜下關を出帆せざるに依り從つて十九日京城行の列車休止したれば郵便物は三十日の便にて配達する由

●梨花學堂卒業式

西部皇華坊に於ける米國人設立の梨花學堂にては十七日同堂隣接の耶蘇教會に於て卒業式を擧行したるが來賓は李學相、尹學務局長、米國總領事及び漢城府內の主なる學校職員等約八百名なりしと

●英國議員の出發

過般入京したる英國上院議員スタンホープ伯は十九日出發安東縣へ二泊の上奉天へ向へり

●英國武官の平壤行

去る十五日入京せし日本英國大使館付武官陸軍大尉ナコグル、ノースの兩氏は十八日平壤へ向へり

●青年會幹事上海行

東洋青年會幹事ハルトマン氏は十七日上海へ向け出發せり

本日の集會

●日本メソヂスト教會 旭町二丁目の同教會にては午前九時より聖書研究同十時より禮拜說教夕八時より說話並に傳道說教あり

●京城基督教會 日の出町の同教會にては午前九時より日曜學校同十時より米澤牧師の「平和の秘訣」夕刻より同牧師の「靈達の心理」と題する說教あり

●日本基督教會 旭町四丁目の同教會にては午前八時半より日曜學校同十時より牧師植村正久氏の「吾人の信仰的主張」午後八時より同牧師の「基督教回心談」と題する說教あり

公人私人

▲三輪政一（水原居留民總代）十八日入京浦尾へ
▲衞藤一之（大分縣技師）浦尾へ投宿中十八日釜山へ
▲城洪一（韓國興業會社取締役兼社長）同上
▲三谷朝寬（大阪朝日新聞記者）同日仁川へ

近事片々

▲曾禰統監の施政方針談として傳はる所は總て良し唯夫れ今後の實行如何にある耳
▲作併一進會員中には窮乏を訴ふる者あり之に相當の授產を與ふる必要ありとは不可解
▲一進會員としてに非ず韓國人として也と然らば一般韓人の窮乏者にも均霑するや
▲一般韓人の窮乏者に均霑せず一進會員のみにすれば矢張一進會員たるが爲ならむ
▲曾禰子の統監たるや京童は曰く手始に日韓あひ〳〵傘と云ふ端唄が出るだらうと
▲或者曰く曾禰さんも統監となつては以前の如く呑氣に端唄や骨牌三昧も出來まい
▲所が英雄閑日月ありだ或は以前にまして端唄都々逸は連發するだらうと云ふ者有
▲統監陞任の親任式濟むや麻布の曾禰子邸は門前車馬の市を爲せりと噂盛なるかな
▲訪者の多くが官吏に非ずして實業家也とは偖も實業家と申すものは機敏の者に候
▲新統監の下に勢力を得べき實業家は誰
湖の賀田金一派と美濃部氏也とは事實にや
▲豈夫世間が彼是云ふ樣に曾禰子と雖も所謂實業家を近付る如き事なからむ是閑謝
▲兎に角にも新統監の評判は惡ひもの[illegible]一番言毅を擧て評判を空する勿れ
▲萬朝報は統監の更迭を論じて曰く曾禰子に失誤あるも今後の更迭は簡易ならんと
▲則ち曾禰子の如き人が統監に上げらる以上は今後後任者の選定は易しとの意味也
▲然り伊公の如き爵高く且重望ある人の後を繼ぐには其撰任中々六ッ箇敷き事也
▲フエアバンクス夫人神戶婦人矯風會に革命の娘と題する最も趣味ある演說を爲す
▲則ち十六年前に華盛頓に一の婦人教會起る是ぞ革命の娘也其矯風事實は著々成功
▲現代の輕浮奢侈に逆抗し躬行實踐以て米國婦人會の眠を醒ませりと與に革命の娘
▲日本の婦人界も今や滔々として虛榮奢侈に流る夫人の此演說は眞に頂門の一針也
▲斯る夫人の演說を京城の日本婦人連にも聞かせたい更に進で矯風會を起させたい

●鑛業權許可

鑛業法により今回許可されたるもの

△金鑛 平安北道寧邊南松面五十四万一千坪 京城北部諫洞 閔生殖外一名
△銀鑛 同郡北新峴面二十二萬三千坪 京城南部草洞 劉天涉外三名
△黑鉛 同南道价川郡北面十五万二千坪 京城大和町一 久田宗作方 三上素隆
△石炭 咸鏡北道豐源郡古乾面九十八万五千坪 京城永樂町二の九二 鈴木延吉外二名 釜山埋立新町八禪院 喜一郎外二名

●昨年度農產牧穫高

其筋にて調査したる昨年度の重なる農產物は各道各郡に亘り漏れなく調査したるものなるが其の收量は之を全國の總收穫高と認め得べきも小豆以下は地味及び氣候の關係に依り作付僅少なりしが爲めに之を主要農[illegible]方も少からざるが故に全國の總收穫高と認むる能はず又[illegible]主產地方たる慶尚北道及び全羅南北道の報告を缺くを以て本表揭[illegible]栽の收穫高は全國に於ける總收穫高の一少部分に過ぎざるものなりと

	石
粳	一四、五九四、三二八、一七〇
麥	三、八六七、七二二、九五三
大豆	一、七三七、二一五、六二四
小豆	二〇九、一九九、〇四〇
粟	二、七三一、九七二、三五四
綿	[illegible]
蕎麥	一、五四五、六一〇

●公判だより

明廿一日法務院に於ける

民事（午前十時）賃貸金請求上訴人松木晉被上訴人尋木赤次郎貸金上訴人西田慶[illegible]

[illegible]刑事 委託金費消詐欺取財被告人久保田清治僞害被告人住田孫市[illegible]被告人[illegible]佐喜藏僞害被告人[illegible]田[illegible]一郎

●鑛業權許可 鑛業法により今回許可されたるもの

△金鑛 平安北道寧邊南松面五十四万一千坪 京城北部諌洞 閔圭殖外一名

△銀鑛 同郡北薪峴面二十二萬二千坪 京城南部苧洞 劉天涉外三名

△黒鉛 同南道价川郡北面十五万二千坪 京城大和町一久田宗作方 三上素隆 京城永樂町二の九二 鈴木延吉外二名

△石炭 咸鏡北道慶源郡古乾面九十八万五千坪 釜山埋立新町八 禪院喜一郎外二名

●昨年度農産收穫高

其筋にて調査したる昨年度の重なる農産物(籾、麥、大豆)は各道各郡に亘り漏れなく調査したるものなるが其の收量は之を全國の總收穫高と認め得べきも小豆以下は地味及び氣候の關係に依り作付僅少なりしが爲めに之を主要農産物と認むる能はず又調査を省略したる地方も少からざるが故に全國の總收穫高と認むる能はず又葉煙草主産地方たる慶尚北道及び全羅南北道の報告を缺くを以て本表掲載の收穫高は全國に於ける總收穫高の一少部分に過ぎざるものなりと

	石
籾	一四、五九四、三二八、一七〇
麥	三、八六七、七二二、九五三
大豆	一、七三七、二一五、六二四
小豆	二〇九、一九九、〇四〇
粟	二、七三一、九七二、三五四
棉	[illegible]
葉煙草	一、五四五、六一〇

▲相談の相談▼



(何んでも御相談に應じ升)

▲問● 私は大和町の或る官舍に小間使ひを致して居るものですが奥樣は平常お勝れになりませんので旦那樣は大抵毎晩の樣に宅をお空けになりまするが奥樣は又夫れを非常に苦になさいまして益々お身体の工合も宜しくなく其御容子を側で拜見致して居ります私の辛いこと夫れに私は奥樣とは同郷でもムいますし、現に兩親からも特別に奥樣に私の一身上に就いてお願ひも爲てあり奥樣の御兩親からは私の樣なものをも人がましく覺し召して病身ながら何卒姉と思つて面倒を見て呉れと迄勿体ない樣なお手紙を時々頂くこともある程、夫れでなくても優しい御主人樣のことなれば及ばずながら力にもなりお慰め申す心でございますから尚更お痛はしくて堪りません、夫れに又此の頃は旦那樣には御酒でも召つて深更にお戻りになつた時なぞお床を展べに伺ひますとイヤラシイことを仰言しやつてモウ〳〵厭で堪らない所爲をなさる若か然うでもない此樣事が奥樣のお耳へでも這入つたら何う致さう事そ何とも附かずお暇を頂かうかとも思ひますが譯を云はねば兩親も承知しませず、さらばとて自分の口から申しても遣れませず、たとひ申して行りましても兩親は旦那樣を一通りならず御信用申して居りますから必然信用致しますまい、し又病身の奥樣、お優しく爲て下さる姉樣の樣な奥樣をお殘し申して自分一人の安全を計ると申すことも實は自分でも致す氣になれません、何うしましたら三方四方誰れにも疵がつかずに濟みませうか御相談致します(困却女)(原文平かな)

▲答● 嘸れ困りでしようが御心配なさんな乾度此の新聞を御覧になれば旦那樣はモウ何とも仰言る氣遣ひはありません▲萬一未だ〳〵仰言る樣でしたらモ一度お申し越し下さい本社の方で如何樣な手數も厭はず立派に埒を開けて上げます、今暫らくお氣の毒な奥樣のお力になつて上げる爲御辛棒なさい、だがお國の御兩親へは今の間事情を詳しく書いて申し送つてお置きなさる必要はありますよ(係)

●厭世家南山に死す

その書置を松樹に貼附く ▲警察の大搜索▲獲物は賽錢泥棒二人

和將臺派出所の巡査が昨朝南山公園巡視中一老松に手帳の紙片貼付けありしかば手に取り見れば明治四十二年六月十八日厭世家一人南山に死すと記しありければコハ容易ならずと早速南部署へ急報しければ同署にては警部以下多數の巡査出張して南山を隈なく搜索したるに遂に何等見當らざりしが或は何者かゞ惡戯を爲したるには非らざるか、然るに右搜索の際一人の怪しき男徘徊なし居りしかば早速同署に連れ歸りたるが此奴は通稱

南山王 とて愛知縣生れ吉田宗吉(十七)と云ひ一定の住所も職業も無く南山の松の木蔭を假りの宿となし同山に鎭座せる大神宮、天滿宮、稻荷大明神の賽錢箱を已れが弗箱と心得毎日此中より溜まりし賽錢を引出し之を以て生活せる者なるが右盗みし賽錢の額は積つて十五六圓に達したりと尚は此南山王の手下なる山形縣平民當時明治町二の七四に居住し裁縫業を營める鈴木藤太郎長男の省飛と云へるは僅**十三歲**の

少年 なるが年に似合はぬ **不敵者** にて宗吉と共謀し賽錢箱の一隅に穴を穿ちて巧に窃取し之を等分して買食を爲し自宅へは殆ど歸らず之も小供の癖に大膽にも南山の木の根を枕に假寢を爲し居たるが斯くては果てじと此程より旭町一六軒を說き付け賣り次第に支拂ふ約束にて餅賣りとなり昨日正午頃南部警察署前を「餅は宜し」と流して行くを定宗部長の認むる處となり一寸來いと引張り込み兩人共目下取調中

●中檢の披露演劇

▲各樓藝妓の腕比べ

當地一等料理店組合にて組織したる中檢番にては兼て同檢開業披露として同檢內の美形八十余名總出にて藝妓芝居を演ずる筈なりし事は何時ぞや耳にし居たるが其後各樓主共スッタのコロンダの剩さへ文之助姐さんが不在中は稽古に困るなど〳〵飛んだ糞理屈を附けて意氣地無き事にヤタラ紛擾を重ね流石の商賣柄にも似はぬ不粹な集會のみに今日よ明日よと日を費し居たるが斯くては外聞も惡し大体中檢の名折れなりと漸く一兩日前悟りを開きて這に愈々藝妓芝居を演ずる事に決定せりと尚は各樓主は什で泣面抱へる程なればヤブレカブレ大々的に披露せんとて京龍間は言ふ迄もなく仁川地方迄案內狀を發して粹士連の出席を希ふ考にて

招待狀 の如きも約 **四千名** 以上に發送する筈なりと今各樓出演の藝題を聞くに

「花月樓」 二十四孝十種香 加賀見山 鈴木主水

「井門樓」 鬼一法眼 阿古屋 御所櫻

「淸華亭」 岸姫三段目 矢口渡 玉藻前三段 梅忠

「松葉亭」 太閤記 染分手綱 扇屋熊谷 白木屋

等にして **搦翠** だけは文之助不在の爲め

泣寢入 りとなりたり 尚は場所日時は未だ確定せざるも大抵來月上旬頃にて現に各樓妲はん連は甞て共升が稽古に大多忙を極めつゝありと云ふ、記者曰く花月樓の鈴木主水、淸華亭の矢口の渡及梅忠、松葉亭の染分手綱など中々見物なるが希くは今一歩進んで新派劇一場及同喜劇一場をも加へて演せられたきものなり果して京城の藝者連に此腕ありや否や)

紳士の遊興振



池田長兵衛君

大阪出身の商人も本町通に澤山居るが成効者と數ふべき者は未だ未だ至つて少ない然るに君ばかりは其少ない中の一人として數ふべきであらふ、君渡韓以來拮据黽勉大阪式本場で鍊へ上げた腕を以て店舗の經營に從事して今日に至り、公職としては商業會議所議員及び衛生組長を務め大に居留地の爲め盡して居る、由來大阪人は算盤に拔目の無い割合に一方に於て何處やら粹人たる事を失はない、之は上鴻池の主人から一般に左樣な風習である、さればこそ晝は前垂掛けで厘毫を爭ふも夜に入れば忽ち樓上の人となり丸で別人の如くなつて遊ぶ、君の酒量は實に不思議で一合呑んでも赤くなり一升呑んでも赤くなる併しそれでも醉の程度は違ふと見ねて一合呑んだ時には郷名物の淨瑠璃が出る其れが一升も呑んで醉が廻つて來ると是れも名物の大坂二輪加が出る其中でも壁勝五郎杯は最も得意である、君の友人等は互に許し合つて云ふ、池田君にして今少し色が白く[姿が優しければ曾我廼家一座に這入つて北や南の妓共等に立過ごして貰ふ事が慥に出來るにと、君此言を聞いて何と感せらるゝや

次は明石參謀長

●韓妓十三名の逋亡

▲檢黴を恐れて水原迄

仁川警察署の韓妓に對する檢黴は從來花開洞の蝎甫のみに對して勵行し居たるが本月より內洞及龍洞の韓妓に對して十、二十、三十日に身体檢査を勵行することに決し既に去る十日實施したるが內洞、龍洞の韓妓四十八名の中十三名は黴毒の兆あれば若し本日の檢査を受く時は入院を命せらるべしとて十三名手を携へて檢査なき水原に逃げ去れり

●韓人種痘の困難

仁川警察署にては去る五月五日より管內の韓民に對し强制的種痘を開始せることは既報したる所なるが此程全部終了したれば其の成績を聞くに總施種人員は五千二百四十五人にして一日平均百九十四名の割合に當れるが何故に斯く僅少なりしやと云ふに朱安面九月里長妻女の如き村民に對し種痘は痘瘡を未然に防ぐ良法にして男女を問はず進むで種痘を受け韓國の痘瘡患者を根絕すべしと部內洞民に說き廻りたりしが一般の韓民は之れに對して嫌惡せる模樣にて殊に多所忠勳里の如きは四十戸の住民は全部附近の山頂に逋走して傳ふるには種痘は日本人が韓人の兩手に注藥して手足の自由を失はしむるものなりと殆んど噴飯に耐ねざる言ひ口にしてこれを拒絕せるもの多かりし爲め係員は頗る手數を煩はしたりと云ふ

●女房を傷く

櫻井町七四の一理髪業岩船熊市と云へるは昨日午前七時四十分頃些細な事より其內緣の妻たる南木テフと口論を爲したる揚句ブリキ罐をテフの頭部に投付け右頭部に長さ六分深さ二分の創傷を負はしめたればテフは戶外に飛出で泣き喚び居たるを明治町派出所巡査の知る處となり兩人を同所に連れ歸り被害者は醫師の許に連れ行き相當手當を加へ熊一は將來を戒諭して放還せり

●酒癖の惡い男

本町十丁目八番戶居留無職小澤高治(三十)は至つて酒癖惡く屢々其筋の厄介を受けたる男なるが去る十七日午後七時頃泥醉して新町を徘徊し通行人に向ひ誰彼れの別なく瓦礫を投し暴行を極めつゝあるを新町派出所の警官出張し南部署に引致し昨日同署にて科料金一圓に處さる

●街路に石材を積む

本町六丁目六番戶雜貨商岡野藤三郎は去る十七日午後四時頃許可を得ずして石材を本町八丁目街路に堆積せし爲め昨日南部署にて科料金三十錢に處せられたり

●早瀬組のたゞ灸

本町五の二六人力車營業早瀬乙次郎(三五)は德島縣平民藤川久米吉(三五)を輓子として雇入れながら成規の日限內に其屆出をなさゞりし爲め昨日科料金一圓を申渡さる

演藝界

●京城座 梅花美團は昨日の通り「大當り大連彩票」を演ずる筈

●永樂亭 吉川辰丸一座浪花節今夜の讀物左の如し

戸田新八郎の傳(辰雄)後藤又一郎の傳(辰之助)浪花三福對長吉長五郎(呂昇)伊賀の水月松風の傳 伊達黒白論(辰丸)

●歌舞伎座 今夜の替りは前「肥後の駒下駄」中「染分手綱」切「蓮生坊」にして役割は向井善九郎、平山(貴笑)忠助(福高)松田新藏(琴樂)八阪源治兵衛 雀三郎 役割宗次、家老彌惣左衛門(三河藏)中川縫之助、熊谷直實(市當)おぬい、尼(米花)若菜、玉織姫(市圓)女房はつね、繁の井(歌之丞)

明廿一日の替りは前「馬盥太閤記」切り「三十三所壺阪寺」にて役割左の如し

さつき、澤市、雁九郎(貴笑)重次郎(福高)蘭丸、久吉(琴樂)安田作兵衛(雀三郎)春永(三河藏)光秀(市當)初菊(米花)おさと(市圓)みさを(歌之丞)

家庭料理

●今日のお總菜 今日は奥さん一つ驕らして戴きましようかね「鯛のお煮附け」、お四人か五人さん位いのお宅では朝市で廿五錢位ひ出せば目の下八寸程のがお手に這入る鯛を引いて頭を落し二枚に卸し骨付きの方を五切程に取つて味淋醬油で煮上げる、附け合はせには青豆の鹽ゆでを添へる

殘つた頭は四つに割り、猶は殘りの片身は腹の方を切り落し頭の方と共に一寸鹽を振り火を入れて置き晩のお菜は潰し汁葱でも配合へば上等也、其處で殘りの脊の肉は旦那樣へのお酒の肴、鯛の刺身と洒落ましよう。大根、山葵の卸しを添へるは無論の事

昨紙「大根おろし味噌汁」の項大根の分量を書き落したるが右は一人一本(四寸回りに六寸位ひの)

◎天氣豫報 (自十九日午後六時 至二十日午後六時)

南西の風晴

●公判だより

公判左の如し

明廿一日法務院に於ける

▲民事(午前十時)家貸金請求上訴人松木晢被上訴人鄭木亦次郎 貸金上訴人西田慶太郎被上訴人[illegible]

▲刑事 委托金費消詐欺取財被告人久保田清治 傷害被告人住田孫市 言渡 富籤發賣被告人撫佐喜 毆傷害致死 春田禎一郎



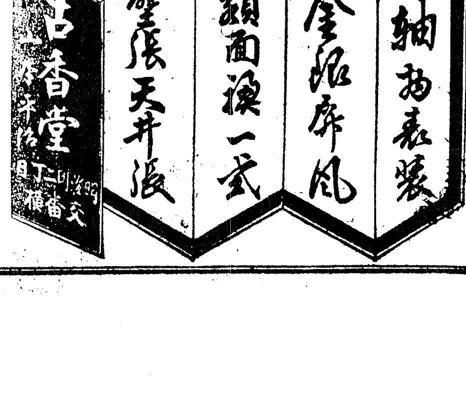














●新聞料 ▲一枚金三錢 ▲一ヶ月前金卅五錢 ▲三ヶ月 ▲拾錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回五十錢 ▲… 活字十九字詰一行金六十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城西署西小門通 京城新報社 電話六三番